

(第1面)

産業廃棄物処理計画作成(変更)報告書

2023年6月28日

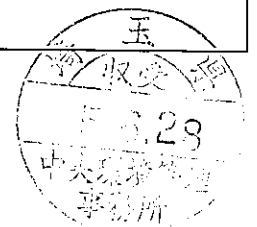
(宛先)

埼玉県 中央環境管理事務所長

報告者 氏名又は名称及び住所 埼玉県上尾市二ツ宮656番地2
 並びに法人にあっては 三井金属鉱業株式会社
 その代表者の氏名 機能材料事業本部
 銅箔事業部 上尾事業所
 上尾事業所長 堀口 誠
 (電話番号 048-777-2700)

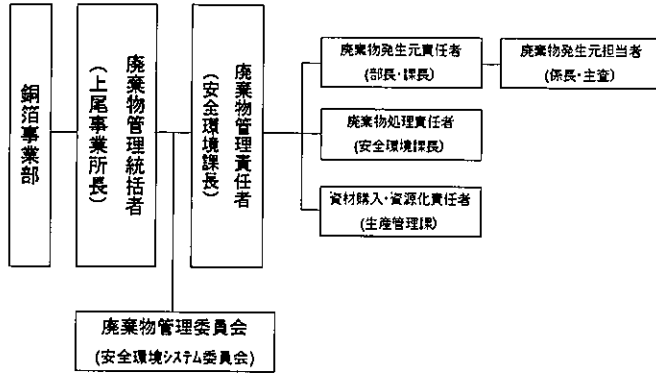
2023年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成(変更)したので、埼玉県生活環境保全条例第20条第2項前段(後段)の規定により、次のとおり報告します。

事業場の名称	三井金属鉱業株式会社 機能材料事業本部 銅箔事業部 上尾事業所
事業場の所在地	埼玉県上尾市二ツ宮656番地2
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日
変更の概要	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	非鉄金属製造業
② 事業の規模	
③ 従業員数	466人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	汚泥：収集運搬→中和(中間処理)→コンクリート固形化(最終処分) 廃酸・廃アルカリ：収集運搬→中和(中間処理)→ →再資源化、コンクリート固形化(最終処分) 廃油：焼却(燃料として利用)→鉄鋼原料・路盤材 廃プラスチック：破碎(中間処理)→再資源化、埋立最終処分等 混合：破碎(中間処理)→再資源化、埋立最終処分等 水銀使用製品：破碎→焙焼→再資源化



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（2022年度）実績】										
① 現状	産業廃棄物の種類	汚泥	木くず	紙くず	アルカリ	酸	廃プラ	廃油	混合	ガラス・陶磁器	水銀使用製品	
		排出量	36.8t	34.9t	0t	2.7t	38.3t	104.5t	3.1t	7.98t	0.08t	0.25t
		(これまでに実施した取組) 酸・アルカリ液の品質維持 工程管理の安定化 紙くずのリサイクル化 ビニール系のリサイクル化										
		【(2023年度)目標】										
② 計画	産業廃棄物の種類	汚泥	木くず	紙くず	アルカリ	酸	廃プラ	廃油	混合	ガラス・陶磁器	水銀使用製品	
	排出量	40t	35t	0t	3t	3t	99t	10t	7t	0.1t	0.3t	
		(今後実施する予定の取組) プラスチックごみの削減努力 酸・アルカリ液の品質維持 工程管理の安定化 紙くずのリサイクル化 ビニール系のリサイクル化										

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 汚泥、木くず、金属、ガラス、廃アルカリ、廃酸、廃プラ、廃油。 産業物管理規程に基づき、写真や置場表示等で識別を実施。
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 汚泥、木くず、金属、ガラス、廃アルカリ、廃酸、廃プラ、廃油、紙くず。マニュアルを整備し新人への教育を実施する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項												
① 現状	【前年度（年度）実績】											
	産業廃棄物の種類											
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量			t								t
	(これまでに実施した取組)											
② 計画	【目標】											
	産業廃棄物の種類											
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量			t								t
	(今後実施する予定の取組)											
産業廃棄物の処理の委託に関する事項												
① 現状	【前年度（2022年度）実績】											
	産業廃棄物の種類	汚泥	木くず	紙くず	アルカリ	炭酸	廃プラ	廃油	混合	ガラス・陶磁器	水銀使用製品	
	全処理委託量	36.8t	34.9t	0t	2.7t	38.3t	104.5t	3.1t	298 t	0.08 t	0.25 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	0.2t	8.8t		1.7t		47.1t			0.08 t	0.25 t	
	再生利用業者への処理委託量		34.9t						298 t			
	認定熱回収業者への処理委託量											
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.3t					17.5t	2.8t				
(これまでに実施した取組)												
委託基準に基づき、委託可能な業者を選定している												

		【2023年度目標】										
		産業廃棄物の種類	汚泥	木くず	紙くず	アルカリ	酸	廃プラ	廃油	混合	ガラス・陶磁器	水銀使用製品
② 計画	全処理委託量	40t	35t	0t	3t	3t	99t	10t	7t	0.1t	0.3	
	優良認定処理業者への処理委託量	0.2t	9t		2t		45t			0.1t	0.3t	
	再生利用業者への処理委託量		35t						7t			
	認定熱回収業者への処理委託量											
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.5t						17t	9t			
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>工程の安定化、品質維持・向上 紙屑のリサイクル化</p>											
※事務処理欄												

(第6面)

備考

- 1 「変更の概要」の欄は、変更の報告の場合に記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について変更前及び変更後の内容の概要を対照させること。
- 2 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記載すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記載すること。
 - (2) ②欄には、製造業における製造品出荷額（前年度実績）、建設業における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関における病床数（前年度末時点）等、業種に応じて事業規模が分かるような前年度の実績を記載すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記載すること。
- 3 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量及び自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記載すること。
- 4 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記載するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項の認定を受けた者）への処理委託量並びに認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記載すること。
- 5 それぞれの欄に記載すべき事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記載すべき事項がないときは、「―」を記載すること。
- 6 ※印の欄には、記載しないこと。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。